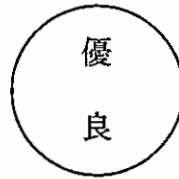


# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
氏名 松田産業株式会社  
代表取締役 松田 芳明  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日 令和 元年 7 月 3 日

許可の有効年月日 令和 8 年 7 月 2 日

複写禁止

## 1 事業の範囲

収集運搬（積替保管を除く。）する産業廃棄物

- ・汚泥（水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・廃酸（水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・廃アルカリ（水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・紙くず
- ・木くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・がれき類

（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。）

以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

- ・昭和63年 7月26日 新規許可
- ・令和元年 6月20日 変更届 種類の一部廃止 金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- ・令和元年 7月 3日 更新許可

## 5 積替え許可の有無

有  無

市名 該当なし 許可番号 該当なし

## 6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有  無



許可番号 2059000192

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
 氏名 松田産業株式会社  
 代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿部 守



許可の年月日 令和2年6月18日

許可の有効年月日 令和9年6月17日

複写禁止

## 1 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	(特定有害産業廃棄物の種類については別表参照)	積替 保管
	(特記事項)	
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
廃PCB等	-	-
PCB汚染物	-	-
廃水銀等	-	-
汚泥（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況  
 ・平成5年6月18日 新規許可  
 ・令和2年6月18日 更新許可  
 ・令和6年3月7日 変更許可

種類の追加 廃油（1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

5 県内の政令市における積替え許可の有無 有 ・ 無  
 市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

複写禁止

別表

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		—	○	○	○
カドミウム又はその化合物		—	○	○	○
鉛又はその化合物		—	○	○	○
有機燐化合物		—	○	○	○
六価クロム化合物		—	○	○	○
砒素又はその化合物		—	○	○	○
シアン化合物		—	○	—	○
PCB		—	—	—	—
トリクロロエチレン		○	—	—	—
テトラクロロエチレン		○	—	—	—
ジクロロメタン		○	○	○	○
四塩化炭素		○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン		○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン		○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン		○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン		○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン		○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン		○	○	○	○
チウラム		—	○	○	○
シマジン		—	○	○	○
チオベンカルブ		—	○	○	○
ベンゼン		○	○	○	○
セレン又はその化合物		—	○	○	○
1, 4-ジオキサン		○	○	—	○
ダイオキシン類		—	—	—	—

表中の「○」は取扱うことができるもの、  
「—」は取扱うことができないものを示す。